

<自動つみたて定期預金規定（3年指定定期方式）>

改定前	改定後
<p>1 【預金の預入れ等】</p> <p>(1) この預金の預入れは、1口あたり1千円（この預金を総合口座取引に組み込んで利用する場合は1口あたり1万円）以上とし、毎月口座振替の方法により預入れるものとします。</p> <p>(2) この預金は、口座振替のほか現金、小切手その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）により、当店のほか当行が認めた本支店で預入れることができます。この場合は必ず通帳をお持ちください。</p> <p>(3) 入金機（自動入出金機を含みます。）による預入れについては、1口あたりの預入れ金額はその入金機に表示された範囲内とし、入金機が現金を確認したうえで受入れの手続をします。</p> <p>(4) この預金には、別に指定された、債券保護預り兼振替決済口座で管理されている債券の利金、償還金を預入れることができます。</p>	<p>1 【預金の預入れ等】</p> <p>(1) この預金の預入れは、1口あたり1千円（この預金を総合口座取引に組み込んで利用する場合は1口あたり1万円）以上とし、毎月口座振替の方法により預入れるものとします。</p> <p>(2) この預金は、口座振替のほか現金、小切手その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）により、当店のほか当行が認めた本支店で預入れることができます。この場合は必ず通帳をお持ちください。<u>ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>(3) 入金機（自動入出金機を含みます。）による預入れについては、1口あたりの預入れ金額はその入金機に表示された範囲内とし、入金機が現金を確認したうえで受入れの手続をします。</p> <p>(4) この預金には、別に指定された、債券保護預り兼振替決済口座で管理されている債券の利金、償還金を預入れることができます。</p>